

# ハンセン病について正しく理解し 偏見や差別をなくしましょう！

6月25日(日)～7月1日(土)は『ハンセン病を正しく理解する週間』です。

私たち一人ひとりが、ハンセン病についての正しい知識と理解を持つことが、これまで長く続いてきた偏見や差別を解消するための第一歩です。

## 1 ハンセン病は治る病気です

ハンセン病のかつての病名は「らい」でした。しかし、長い間人々が「らい」に対して抱いてきた偏見や差別を解消し、正しい認識をもってほしいという願いから、らい菌の発見者であるノルウェーの医学者ハンセン博士の名をとってハンセン病と改められました。

### ハンセン病とは

らい菌による感染症です。  
感染しても発病することは極めてまれです。  
すぐれた治療薬により治ります。

早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。  
わが国には感染源になるものはほとんどありません。身体の変形は後遺症にすぎません。

人権イメージキャラクター



人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

## 2 どんな治療法があるかご存じですか？

治療法として、プロミンによる単剤治療が行われ、1943年、画期的な成功が報告されました。現在では、リファンピシンなどの多剤併用療法を適切に用いることにより、障害を残すことなく、外来治療によって完治する病気となりました。

## 3 ハンセン病療養所の現状について

わが国では、13カ所の国立ハンセン病療養所および2カ所の私立療養所に3,307の方が入所しています。(注：平成17年5月1日現在)ほとんどの入所者がハンセン病自体は治癒していますが、高齢であること、ハンセン病による後遺症としての障害を持っていること、長期にわたる隔離政策により社会生活体験をほとんど有していないことなどのために、地域社会への復帰が困難となっています。また、わが国の社会に残っている偏見や差別は、地域社会への復帰や地域の人々との交流を妨げる原因となっています。

あなたも裁判員！

## 平成21年5月までに裁判員制度が始まります！

司法制度改革の一環として、裁判員制度が導入されることとなり、平成21年5月までにスタートすることになっています。

裁判員制度は、国民が裁判員として殺人や強盗致死傷など重大事件の刑事裁判に参加し、有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に議論し、決定する制度です。

この制度がスタートすると、1事件につき50人から100人の裁判員候補者が有権者の中から選ばれます。仮に50人選ばれるとして平成16年度の対象事件の裁判件数から試算すると、香川県では県内有権者の約400人に1人の高い確率で裁判員候補者に選ばれることになります。

この制度は皆さんの積極的な協力なくしては成り立たないものです。制度についてのご理解とご協力をお願いします。

なお、高松地方裁判所では裁判員制度へのご理解を深めていただくための講演を実施しています。地域の公民館行事などの際に出張講演を行いますので、ぜひご利用ください。講演のお申し込みは三豊市総務課行政係までお願いします。

裁判員制度についてのお問い合わせ  
講演会の申し込み

高松地方裁判所 087-851-1531  
三豊市総務課 62-1111